

▼申告が必要な方

●給与収入があり次に該当する方

- ①年末調整を行っていない方
- ②前年中に途中で退職した方
- ③給与以外に所得のある方
- ④2カ所以上から給与のある方

●農業・営業・不動産など事業所得のある方

●配当や保険満期、資産の譲渡などの所得がある方

●年金受給者で社会保険・生命保険料控除を受けようとする方

●収入がなく次に該当する方

- ①国民健康保険に加入している方
- ②所得証明が必要な方
- ③年金などの免除を申請される方

※詳しくは、2/1に全戸配布いたします「申告書の手引き」及び「フローチャート」を参照ください。

▼申告に必要なもの

申告される方全員
<input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 町民税・県民税個人申告書
<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書（税務署から送付されている方）
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申告書にマイナンバーを記入した場合）の写し 例）マイナンバーカード(写)、マイナンバー通知カード(写) +運転免許証(写) など
所得（収入）に関するもの
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（給与・年金）
<input type="checkbox"/> 収支内訳書及び収入と経費を証明するもの（農業・営業・不動産その他事業所得がある方） 例）出荷証明書や購買明細書等の経費が確認できるもの売上伝票や帳簿等及び経費が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 一時所得や保険満期一時金などの証明書
<input type="checkbox"/> 支払明細書、金融機関発行の源泉徴収票（配当のある方）
<input type="checkbox"/> 個人年金、講師料、謝金など各種報酬の支払明細
<input type="checkbox"/> 売買契約書、譲渡費用等がわかる領収書（土地等売却された方）
控除に関するもの
<input type="checkbox"/> 生命（一般・介護医療）保険料支払証明書
<input type="checkbox"/> 個人年金保険料支払証明書
<input type="checkbox"/> 地震保険料支払証明書（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料支払証明書）
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書
<input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書、農業者年金掛金の領収書
<input type="checkbox"/> 医療費の明細書と領収書、おむつ使用証明書、保険などの補てん額
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳など
<input type="checkbox"/> 障がい者控除対象者認定書（要介護認定者）
<input type="checkbox"/> 寄付を行った団体の発行する領収書
振替納付や還付に関するもの
<input type="checkbox"/> 通帳、通帳の本人届出印…振替納付
<input type="checkbox"/> 申告者名義の金融機関名・支店・口座番号がわかるもの…還付

農業所得がある方へ（販売がある農家）

収支計算による申告となります。

▶ **持ち物**／収支内訳書（農業所得用）及び収入と経費が確認できるもの

①農協と取引されている方は農協が発行する各種明細書

②営農組合（集落営農）の方は分配金の計算書

※明細書・計算書等がないと申告相談に支障がでますので必ず持参ください。

【お願い】

①農作業の委託費、小作料の支払いがある方は事前に支払明細書を提出ください。

②機械等を共同で購入された方は事前に販売証明書などを提出ください。

営業・不動産など事業所得のある方へ

▶ **持ち物**／収支内訳書（一般・不動産用）及び収入と経費が確認できるもの

※町の収支計算書を活用ください。

報酬・配当所得のある方へ

▶ **持ち物**／支払明細書など

給与・年金所得がある方へ

▶ **持ち物**／源泉徴収票

※中途退職者は退職時までの源泉徴収票も必要です。

障がい者控除を受けられる方へ

▶ **持ち物**／障がい者手帳など

※要介護認定を受けている方で、「身体障がい者に準ずる」と認定された場合は、障がい者控除を受けることができます。（認定書は健康福祉課介護保険係で発行します）

医療費控除を受けられる方へ

▶ **持ち物**／記入済みの医療費明細書と領収書

※出産一時金、高額医療費がある場合や保険などの補填金がある場合はその金額が除かれます。

※金額は事前に合計しておいてください。

住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方へ

▶ **持ち物**

新規の方／借入金の年末残高証明書、登記簿謄本、契約書写しなど。

※共有名義や敷地の購入等で添付書類も異なりますので事前に税務署にお問い合わせください。（長井税務署 ☎84-1810）

2回目以降の方／税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書、借入金の年末残高証明書